

平成 27 年度 「被扶養者の資格確認」を実施します！

TDK健保では、皆さまからいただいた保険料を適正に支出し、健全な財政運営のための重要な取り組みとして、健康保険法及び厚生労働省の指導に基づいて、毎年「被扶養者の資格確認」を実施しております。

被扶養者がいらっしゃる皆さまには、会社を通じて「調査表」を配付します。下記の日程で行いますので、会社が定める期限までに必ず会社の担当者まで提出してください。

皆さまのご協力及び準備を、どうぞよろしくお願いいたします。

◆「被扶養者の資格確認」の概要

資格確認の対象者	平成 27 年 5 月 31 日現在の当健保にて認定されている被扶養者全員		
調査表の配付・提出	平成 27 年 6 月 15 日以降に会社を通じて調査表を配付します。 確認の上、扶養を継続の場合は必要事項の記入ならびに必要な書類をホッチキスでとめて、会社へ提出してください。 継続しない被扶養者については「被扶養者届(減員)」の手続きと当該被扶養者の保険証を会社へ返却してください。		
提出期限日	平成 27 年 7 月 10 日(金) (書類は準備でき次第、早めに提出してください。)		
お問合せ先 ご不明な点がございましたら、TDK健保へお問い合わせください！	保険証記号	担当者	TEL
	1001～1116	適用担当者	03-6852-7237 内線：8-30-7237
	2101～2115	適用担当者	0184-35-6547 内線 8-21-6547

書類の提出を忘れてしまった・・・

⇒ **被扶養者の資格がなくなります！**

期日までに必要書類の提出がない場合、被扶養者資格の適否の判断ができない場合、被扶養者資格を失いますので、必ず提出期日までに「被扶養者調査表」に「必要書類(証明書等)」を添付して提出してください。

もし資格がなくなったら・・・

⇒ **削除する届出が必要です！**

被扶養者の資格がなくなった場合、資格喪失日以降はTDKの保険証は使用できません。使用した場合は、資格喪失日に遡って保険証は無効となり、TDK健保が負担した医療費及び給付金を返還していただくことになります。

① 被扶養者の資格がなくなった方の届出はお済ですか。

＜平成 26 年度の被扶養者の資格確認の結果報告＞

被扶養者から外れた主な理由トップ3は以下の順番でした。

(1)「就職」

(2)「本人よりも配偶者の収入が多いため、子どもは配偶者の加入する健保の被扶養者となった。」

(3)「収入超過」

いずれも減員手続きが取られずに当健保の被扶養者のままでした。

このように、ご家族が就職したり、収入が増えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときも「被扶養者届(減員)」の提出が必要です。次の書類をそろえて、会社の担当者(人事担当者)へ提出してください。

- ・被扶養者届(減員)
- ・喪失対象者に関する確認書類(例:就労開始日のわかる書類、被扶養開始日のわかる書類)
- ・TDK健保の保険証返却(喪失対象者分)

② 子どもを健保の被扶養者としているが配偶者が TDK 健保以外の加入者の場合の必要書類について。

夫婦共働きの場合、被保険者(本人)よりも配偶者の収入が多いときには、子どもは配偶者の加入する健保の被扶養者となりますので上記①の被扶養者届(減員)により手続きを取ってください。

被保険者(本人)の収入が多い場合、継続して子どもは被扶養者となりますので以下の書類を提出してください。

配偶者の収入のわかるもので下記の該当する書類

1. (給与収入のみの方) 平成 26 年分(平成 26 年 1 月～12 月分)源泉徴収票(写)
2. (給与以外の収入がある方) 平成 27 年度(平成 26 年 1 月～12 月分)所得証明書

+

被保険者(本人)の収入のわかるもので下記の該当する書類

1. (給与収入のみの方) 平成 26 年分(平成 26 年 1 月～12 月分)源泉徴収票(写)
2. (給与以外の収入がある方) 平成 27 年度(平成 26 年 1 月～12 月分)所得証明書

③ 必要書類の入手先や、気を付けること。

※役所等での書類発行等は自己負担です。

所得証明書	平成 27 年 1 月 1 日時点で住民登録されている市区町村の税務課
在学証明書	大学・専門学校・予備校
源泉徴収票	対象者の勤務先
給与明細書	対象者の勤務先
給与支払証明書	対象者の勤務先(書式は勤務先の様式でかまいません) (※フォーマットを用意する必要がある場合は、TDK健保に連絡ください。)
年金振込通知書または年金額改定通知書	日本年金機構より自宅へ郵送されてきた通知書(ハガキ) 厚生年金基金・企業年金基金・生命保険会社等より郵送されてきた通知書

◆「必要書類」の一覧 (収入等の確認のため必要であると当健保が判断した場合、状況により追加資料の提出をお願いする場合があります。)

【子どもを健保の被扶養者としているが配偶者が TDK 健保以外の加入者の場合】該当する方提出

No.	対象者	確認書類名称
1	被保険者(本人)の収入が配偶者よりも多い方	下記の該当する書類 ①あなたの配偶者は給与収入のみ…平成 26 年分源泉徴収票(写) ②あなたの配偶者は給与以外にも収入がある…平成 27 年度所得証明書 + 下記の該当する書類 ③被保険者は給与収入のみ…平成 26 年分源泉徴収票(写) ④被保険者は給与以外にも収入がある…平成 27 年度所得証明書

【所得証明書・在学証明書】全員提出

No.	対象者	確認書類名称
2	16 歳上(高校生除く)	平成 27 年度所得証明書 ※発行開始は平成 27 年 6 月中旬以降 (平成 26 年 1 月～12 月の収入金額及び所得金額の載っている証明書)
3	16 歳以上学生(高校生除く)	在学証明書もしくは学生証(写)とNo.2 所得証明書

【収入確認書類】該当する方提出

4	学生(予備校生を含む)		添付書類なし
5	就職活動中	平成 27 年 1 月～6 月収入あり	直近 3 ヶ月の給与明細書(写)または給与支払証明書
		平成 27 年 1 月～6 月収入なし	添付書類なし
6	給与収入(パート・アルバイト等の方)		直近 3 ヶ月の給与明細書(写)または給与支払証明書 * 給与明細書をまだもらっていない場合、労働契約書(写)または給与支払証明書を依頼してください。
7	年金受給者	障害年金・遺族年金、など	最新の年金振込通知書(写)または年金額改定通知書(写)
	年金申請中	種類を問わず全部	年金見込額照会回答(写)
8	営業、不動産、農業収入、利子、配当収入がある方		<u>下記のいずれか 1 点</u> ①平成 26 年分の確定申告書第 1 表・第 2 表(写)及び収支内訳書(写) ②平成 26 年分の確定申告書第 1 表・第 2 表(写)及び青色申告決算書(写)
9	一時的な収入があった方		・平成 26 年分の確定申告書第 1 表・第 2 表(写)及び一時的な収入の内訳について確認ができる書類(写)
10	障害のある方		障害手帳(写)とNo.7 年金収入確認書類(該当する方の場合)
11	平成 26 年 1 月～平成 27 年 6 月に退職した場合		※退職確認をするため、 <u>下記のいずれか 1 点</u> ①離職票 1 及び 2(写) ③雇用保険受給資格者証の全頁(写)
12	平成 26 年 1 月～平成 27 年 6 月に廃業した場合		※無職無収入確認をするため 廃業届(写)及び平成 26 年分の確定申告書一式(写)を提出ください。No.8 参照

【被扶養者が別居している場合必要となる書類】該当する方提出

※送金によって被扶養者の生活が成り立っていることが確認できない場合には、追加資料をお願いすることがあります。

No.	対象者		確認書類名称	
13	配偶者		添付書類なし	(別居している場合でも送金証明は不要としておりますが、必ず仕送りをしてください。)
14	16 歳以上	被保険者の配偶者と同居家族	添付書類なし	
15		学生(予備校生を含む)	添付書類なし	
16		その他	平成 26 年 7 月～平成 27 年 6 月の送金証明 * 被扶養者の収入以上であり、 <u>最低送金金額以上</u> の送金であること。 * <u>毎月</u> の銀行振込(控)もしくは現金書留(控) * 「 <u>被保険者が</u> 」「 <u>誰が</u> 」「 <u>被扶養者へ</u> 」「 <u>誰へ</u> 」「 <u>日付</u> 」「 <u>金額</u> 」がわかるもの。	
17	老人ホーム等入所の場合		入所(在所)証明書とNo.16 送金証明	